

診療報酬改定のお知らせ

厚生労働省告示の改定に伴い入院時の食事代が引き上げられます。

2025年(令和7年)4月1日より
入院時の食事に係る標準負担額が
改定されます

●入院時の食事代は診療や薬代など費用とは別に下表の自己負担が必要です

【入院費1食あたりの負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	R7年3月31日まで	R7年4月1日から
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 一般	490円	510円
住民税非課税「オ」	低所得(Ⅱ)	230円	240円
	(入院90日超)	180円	190円
	低所得(Ⅰ)	110円	110円
指定難病患者		280円	300円

令和7年4月
新中川病院